

## こうち人づくり広域連合第4次広域計画

平成29年10月27日策定

### I 計画作成の趣旨

平成14年（2002年）12月、こうち人づくり広域連合（以下「広域連合」とする。）は、高知県内全市町村の広域研修機関として設立され、平成15年（2003年）の第1次広域計画、平成20年（2008年）の第2次広域計画及び平成25年（2013年）の第3次広域計画と、3つの広域計画を策定し、県内の公務に携わる人材の育成に努めてきた。

広域計画は、地方自治法及びこうち人づくり広域連合規約に基づき、広域連合及び広域連合を構成する市町村（以下「構成市町村」とする。）の役割を明らかにするとともに、これから地域を担う市町村職員を育成するための研修、研修支援、人材交流及び政策研究に関する各種事業を、広域連合と構成市町村の連携の下、総合的かつ計画的に推進するため、作成するものである。

広域連合が設立されて以降、構成市町村では、市町村合併による行政組織の再編統合や、大幅な定員削減等の行財政改革が進んだ。近年においては、国による地方創生への働きかけを受け、地域の今後を見据えた「地方版の総合戦略と人口ビジョン」を作成し、地域社会の維持発展のために、少子高齢化や人口減少、また、それらに端を発する所得の減少や地域の特性に応じた産業の育成等、様々な課題への取組を続けていている。

全国各地で、少子高齢化・人口減少が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、構成市町村は、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまで、広域連合では、多様化し増大する住民ニーズに対応できる職員を育成するための研修や、民間企業への職員派遣等による人材交流、また、広域的な地域の課題等に関する政策研究等の諸事業に取り組んできた。

広域連合の諸事業実施の土台となる第4次広域計画の策定に当たっては、第3次広域計画の理念やこれまでの取組を引き継ぎながら、次の点に留意した。

- ・各事業内容の精査と、事業再編成の必要性の検討
- ・時宜にかなった課題を随時研修に取り入れるための研修体系の再構築
- ・構成市町村と緊密に連携し、各事業の充実を図る方策の検討
- ・継続的、安定的に事業を運営するための事務局体制の整備
- ・人口減少時代の地域活性化を、多方面と連携して実行できる人材育成
- ・南海トラフ地震をはじめとする、大規模災害に備えるための人材育成

第4次広域計画は、これらを踏まえたうえで、「次世代につなげる豊かな地域づくりは人づくりから」を研修ミッションとして掲げ、構成市町村との連携の下、人口減少時代の分権型社会に対応できる人材の育成・確保を図るための諸事業を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

## II 第4次広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5か年とする。

ただし、必要が生じた場合には、地方自治法の規定に基づき改定を行うことができるものとする。

## III 第4次広域計画

### 第1章 基本理念

構成市町村との緊密な連携のもと、「次世代につなげる豊かな地域づくりは人づくりから」を実践するために、次に掲げる基本理念にのっとって、各事業を推進する。

- ・ 時代の変化を把握し、創造性をもって新たな行政課題に迅速に対応できる人づくり
- ・ 広域的な視点と実践的な政策形成能力を持ち、地域の総合的活力を生み出す人づくり
- ・ 高い人権意識、使命感、責任感を持ち、住民福祉の向上を担う自立的な人づくり

### 第2章 広域連合と構成市町村の基本的役割

広域連合及び構成市町村は、前章に掲げる基本理念の下、人口減少時代の分権型社会に対応できる人材の育成・確保を図るための諸事業を実施するに当たり、研修効果の向上はもとより構成市町村間の職員の交流による情報交換、相互啓発の機会の促進に努めるべく次の役割を担う。

#### 1 広域連合の基本的役割

広域連合は、構成市町村と密に協力・連携関係を保ちながら諸事業に取り組み、もって構成市町村の行政運営に効果的に資するよう努める。また、事業の実施に当たっては、構成市町村が参画しやすいものとなるよう、常に改革改善を行う。

#### 2 構成市町村の基本的役割

構成市町村は、自ら定める人材育成基本方針等を踏まえ、広域連合が実施する諸事業に主体的かつ積極的に参画するよう努める。また、自市町村にとって最も適切な人材を育成するために、広域連合の諸事業を効果的に利用するほか、広域連合による階層指定のほかに個別的に階層指定を行う等、独自かつ計画的な人材育成を推進する。

なお、広域連合は、構成市町村等から広域連合へ派遣される職員によって事業を運営することを基本とする。また、構成市町村は、継続的、安定的な事業運営や事務局への職員派遣について協力するものとする。

### 第3章 事業実施に当たっての基本方針

広域連合は、次に掲げる基本方針にのっとり、構成市町村と綿密な連絡調整を図りながら、総合的かつ計画的、効果的に事業を実施する。

## 1 持続可能な地域づくりを担う創造性豊かな人材を育成する。

公務員として求められる能力の向上は勿論のこと、本格的な地方分権改革の流れに対応し自立的に職務に当たることのできる人材の育成や、時宜にかなった課題をテーマとした実践的な政策形成能力の開発を図ることで、構成市町村の組織力の向上に繋げる。

また、官民連携のもと県外からの移住・定住を促進するなど、人口減少がもたらす諸課題に向き合い、地域活性化に取り組む人材を育成する。

## 2 構成市町村のニーズに的確に対応する。

構成市町村を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなかで、その折々の行政需要を的確に反映した事業を展開するために、構成市町村の人材育成基本方針等も踏まえながら、研修ニーズや人事行政上の課題等の把握に努める。

## 3 構成市町村との相互協力により、効率的・効果的な人材育成を行う。

事業の実施主体である広域連合と、事業に参画する構成市町村とが、相互に補完的な役割を担うことにより、効率的・効果的な人材育成に繋がる事業を実施する。構成市町村との緊密な情報交換を基に、広域連合の事業内容の適宜改善に努めるほか、事業を通じて構成市町村独自の研修機能等の強化を支援する。

## 4 構成市町村の広域的な地域連携を後押しする。

事業を通じ、構成市町村の人事・研修担当者間や職員間のネットワークの構築を図ることにより、地域課題の解決に向けた情報やノウハウの共有をはじめとする、構成市町村間の広域的な地域連携を後押しする。

## 5 大規模災害時に市町村職員に求められる対応力の向上を図る。

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるために、発災前及び発災時、発災後、復旧・復興までの各フェーズにおける様々な対策に、危機感を持って取り組むことのできる人材を育成することで、構成市町村の災害対応力の向上に繋げる。その際、構成市町村のニーズやこれまでの全国各地における大規模災害時に明らかとなった課題等を考慮するとともに、防災士のモニター研修等、構成市町村間の連携の必要性も踏まえた、市町村職員に求められる災害時の対応力を高める知識や能力の向上を図る。

## 第4章 事業計画

広域連合は、第3章に掲げる基本方針の下、次の事業を実施する。

- ・ 研修事業
- ・ 研修支援事業
- ・ 人材交流事業
- ・ 政策研究事業

また、それぞれの事業の目的及び重点取組事項について、次のとおり定める。

## 1 研修事業

### (1) 目的

- ア 幅広い人権意識の涵養と倫理観、使命感の醸成
- イ 各階層に応じた役割を自立的に担うことのできる職員の育成
- ウ 実務能力、課題解決能力の向上及び自己啓発の促進

### (2) 重点取組事項

- ア 幅広い人権問題に対する意識の涵養と、公務員としての倫理観、使命感を醸成するための研修を実施する。
- イ 節目となる階層ごとに、その階層に求められる役割を理解し、自立的に職務を遂行していくための知識やスキルを学ぶ研修を実施する。
- ウ さまざまな職務に必要な専門知識や基礎的実務能力の向上を図るための研修、行政課題に対応する能力の向上を図るための研修、また、職員の自己啓発を促すことにより行政組織内の活性化を図るための研修を実施する。
- エ 職員が健康で働き続けるためのメンタルヘルスに関する研修や、風通しの良い職場づくりに役立つコミュニケーション能力の向上に資する研修を実施する。
- オ 持続可能な地域づくりを、多様な主体と協働で行っていくための知識やスキルを学ぶ研修を実施する。またその際、地域づくりに関わる市町村職員以外の関係者（NPO 法人、地域自治組織等）にも構成市町村を通じて参加を募り、地域の協働関係の構築と推進に寄与する。
- カ 県外からの移住・定住の促進には市町村のバックアップが欠かせないことを認識し、高知県との連携の下、移住・定住者の定着を幅広くサポートするマインドを醸成するための研修を実施し、多様な人材の受入れや交流による地域活性化に寄与する。
- キ 構成市町村の災害対応力の向上に資するため、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時に必要となる知識や能力を高める研修を実施する。
- ク 市町村長や市町村議会議員等が、広く自治体経営に関わる経営戦略、社会経済情勢等についての理解を深め、強い意志とリーダーシップをもって活力ある地域社会の構築を先導するための研修を実施する。
- ケ 受講アンケート、研修記録等などを活用して研修効果の測定を行うなど、マネジメントサイクル（PDCA）を意識して事業を実施し、構成市町村と相互に評価・検証しながら、事業効果の向上を目指す。

## 2 研修支援事業

### (1) 目的

- ア 構成市町村による独自研修の実施
- イ 全国的な研修機関等が実施する研修への構成市町村職員の参加
- ウ 職員が自動的に企画した派遣研修の実施

### (2) 重点取組事項

- ア 構成市町村が人材育成基本方針等に基づき独自で研修を行う際に、研修の企画や講師の選定等に必要な情報を提供するとともに、研修講師を派遣する。

- イ 構成市町村が、全国的な研修機関や関係機関等が実施する研修へ、職員を派遣するための経費を支援する。
- ウ 構成市町村が、幅広い視野と柔軟な発想を持つ人材を育成するために実施する、職員の自主的な企画による国内・海外への派遣研修の経費を支援する。
- エ 構成市町村の利用を前提として、研修講師情報を体系的に整備し、必要な情報提供等を行う。
- オ 構成市町村やその職員への貸出しを前提とした視聴覚教材や研修関連図書を充実させるとともに、利用の際の利便性の向上を図る。

### 3 人材交流事業

#### (1) 目的

- ア 構成市町村間、民間企業等との連携・交流の促進
- イ 公務職場への就職を希望する学生の就業意識の向上
- ウ 先進的な人材交流情報、人材開発情報の提供

#### (2) 重点取組事項

- ア 健全な行政経営感覚を有する人材の育成のために、構成市町村職員の市町村間や民間企業・NPO等との人材交流の実施に向けた調整・推進を行う。
- イ 構成市町村の職場活性化にも資するべく、公務員を目指す学生のインターンシップ生としての受入れについて、構成市町村との連絡・調整を行う。
- ウ 先進的な人材交流情報、人材開発情報などを提供すること等により、構成市町村の人材育成に関する取組を側面的に支援する。

### 4 政策研究事業

#### (1) 目的

- ア 職員の政策形成能力の向上
- イ 時宜にかなった課題の政策研究
- ウ 政策形成能力を高めるための自主的な活動の支援

#### (2) 重点取組事項

- ア 構成市町村職員の政策形成能力を高めるために必要な基本的知識や技法を習得するための研修を実施する。
- イ 時宜にかなった課題を取り上げて政策研究を行い、成果が構成市町村の施策に反映されるよう努める。
- ウ 構成市町村職員による、政策研究に関する自活動動を支援する。

## 第5章 事業実施にあたっての連絡調整

広域連合の各事業の円滑な推進、また効率的かつ効果的な実施には、構成市町村の状況やニーズ等の十分な把握が不可欠である。そのため、こうち人づくり広域連絡調整会議設置要綱に基づき設置される、広域市町村圏ブロック会、広域研修・政策研究部会、研修支援・人材交流部会、こうち人づくり広域連絡調整会議の開催を段階的に積み重ねることや、様々なアンケートを適宜実施することによって、構成市町村と綿密な連絡調整を図り、意見を集約して各事業に反映させる。

## 1 広域市町村圏ブロック会

高知県内を 5 つのブロック（安芸、高知中央・嶺北、仁淀川・高吾北、高幡、幡多）に分け、各ブロックに所属する構成市町村の状況やニーズについての協議、検討を行う「広域市町村圏ブロック会」を開催（原則年 1 回）する。各ブロック会で協議、検討した内容は、広域研修・政策研究部会並びに研修支援・人材交流部会での協議に反映される。

## 2 広域研修・政策研究部会と研修支援・人材交流部会

広域連合の各事業の具体的な取組内容について協議、検討するため、「広域研修・政策研究部会」並びに「研修支援・人材交流部会」を開催（原則年 2 回）する。それぞれの部会で協議、検討した内容は、こうち人づくり広域連合連絡調整会議の場で報告され、さらなる協議、検討が重ねられる。

## 3 こうち人づくり広域連合連絡調整会議

構成市町村の各人事・研修担当課長で構成する「こうち人づくり広域連合連絡調整会議」を開催（原則年 2 回）する。広域市町村圏ブロック会と 2 つの部会で協議された内容を基に、広域計画に基づく各事業の円滑な推進のための連絡・調整や、構成市町村職員の人材育成に関する情報の一元的な収集及び提供、また広域連合の運営等に関する必要な事項の協議及び連絡・調整を行う。